

# 聴 覚 障 害

## 1 聴覚障害とは

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下の総称である。聴力障害、聴覚過敏、錯聴、耳鳴りなどがこの中に含まれるが、聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といえば聴力障害のことを指している。このような状態が乳幼児期に起こると、時期や程度、あるいは医療や教育においてどのように対応したかによってもまちまちであるが、言語発達やコミュニケーション技能上に、また、社会性や情緒などの知的・精神的な発達の面に種々の課題が生ずる。

文部科学省就学指導資料（平成14年6月）から一部抜粋

## 2 主な聴覚障害

- (1) 伝音性難聴： 外耳から中耳にかけて障害が起こったもの。手で耳をふさいで音声を聞いたような感じで、音を大きくしたら聞こえる。
- (2) 感音性難聴： 内耳から聴神経、脳にかけて障害が起こったもの。音が歪んで入るため、音を大きくしても聞き分けにくい。
- (3) 混合性難聴： 伝音性難聴と感音性難聴の両者が合併したもの。

## 3 聴覚障害児童生徒の教育の場

聾学校の対象となる児童生徒の聴覚障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3において、次のように定められている。

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

鹿児島聾学校では、就学前の乳幼児を対象とした保育相談や、幼稚部での早期教育が行われている。小・中学部では小・中学校に準ずる教育のほか、聴覚を活用する力や基本的な言語力を身に付ける自立活動など、障害に配慮した指導が行われ、高等部では理容科・被服科・産業工芸科での専門教育が行われている。

また、県内には、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な児童生徒のための難聴特別支援学級や、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするものについては、通級指導教室が設置されている。

聴覚に障害があるものの、比較的障害の程度の軽い児童生徒は、通常の学級で学ぶことも多いが、その際は座席の位置を工夫したり、教師の話すことが理解しやすい配慮をしたりすることが必要である。

## 4 情報収集及び実態把握の視点

### (1) 聴力

- ① ABR, CORなど耳鼻科での検査
- ② オーディオメータによる検査
- ③ 家庭でのいろいろな音（テレビ・チャイム・電話など）に対する反応
- ④ 名前を呼んだり、音楽をならしたりしたときの音への反応
- ⑤ 高い音（電話・チャイムなど）と低い音（太鼓等）への反応

### (2) 発声・発語

ア 声が出ているか、またどんなときによく出ているか。

イ 言葉が出ていたらその種類（名詞・動詞など）や文の長さ（単語・二語文・三語文など）はどうか。

ウ 全体的又は行音ごとの発音の明瞭性<sup>りょう</sup>はどうか。

### (3) コミュニケーション

ア 人への興味・関心があるか、保護者と子どもの間に親子関係が形成されているか。

イ 家族だけでなくいろいろな人とコミュニケーションがとれるか。

ウ 主なコミュニケーション手段は何か（身振り・口話・手話・筆談など）。

エ 分からないときに自分から聞き返すなど、積極的な態度があるか。

### (4) 認知, 学習レディネス

ア 学習の基本になる言葉や概念が定着・形成されているか。

イ 聞こえにくい代償として視覚情報を活用する態度（話し手に集中する・文字や絵を利用するなど）が身に付いているか。

## 5 具体的な援助のポイント

(1) 乳幼児期など障害が発見された早い時期に、身振りや表情を豊かにしコミュニケーションの確立を図る。

(2) 補聴器の装用習慣を付け、保有する聴覚の活用を促すように周りから働き掛ける。

(3) 発達段階に応じて補聴器の管理が自分でできるように習慣付ける。

(4) 遊びや日常生活（食事・歯磨きなど）を通して、発音や発語の基本になる口腔器官の機能を高める。

(5) 楽しい体験を場に即して言語化し、言葉の獲得を図る。

(6) 間違った発音や言葉の使用については、その都度フィードバックするように心掛ける。

(7) 聞き返すことで、話の内容や連絡事項が正しく伝わっているかどうか確認する。

(8) 授業では板書したり、教科書の箇所を指で示したり、VTR等を活用したりす

るなど視覚情報を添える。

- (9) 通常の学級での座席は、友達の様子が分かり先生の声が届くように前から2～3番目の席とし、逆光にならないようにする。
- (10) 周りの児童生徒や保護者などに「聞こえにくい」ことや補聴器の大切さなどを理解してもらう。
- (11) 補聴器のほかに、音の代わりに光や振動で信号を出すなど、日常生活に役立つ機器が開発されている。各市町村の福祉課に問い合わせる等、福祉の利用を積極的に勧める。
- (12) 聴力の程度に応じて適切な補聴器を選択する。その際、各補聴器の性能等に関する情報を十分に得るようにする。聴力や環境など必要に応じてFM補聴器等の使用も検討する。
- (13) 耳鼻科医には、障害者手帳の申請等にかかわる聴力検査を依頼したり、児童生徒の日ごろの耳や鼻に関する健康管理について助言を受けたりする。
- (14) 補聴器店とは新しい補聴器等に関する情報を得るほか、購入後の補聴器のメンテナンスを依頼するなど連携を図る。